

大津市乳がん検診協議会	
2024/1/30	協議資料参考②

## 滋賀県がん検診精度管理事業実施要綱

(目的)

### 第 1 条

県民の健康を保持し、がんの早期発見に努めるため、精度の高い検診の実施を目的とした精度管理を行うとともに、検診従事者の育成および資質の向上をはかることにより、県民が安心してがん検診を受けられるよう体制整備を図る。

(実施主体)

### 第 2 条

この事業の実施主体は、滋賀県とし、公益財団法人滋賀県健康づくり財団に委託して実施する。

(事業内容)

### 第 3 条

事業内容は、次の各号に掲げるものとし、平成 20 年 3 月 31 日付け健総発 0331012 号厚生労働省健康局総務課長通知「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づき実施する。

#### (1) がん検診検討会

がん検診検討会の中に、部会長会議および胃がん部会・子宮頸がん部会・乳がん部会・大腸がん部会・肺がん部会の5部会を設置し、各部会を開催する。

#### (2) 従事者講習会

従事者講習会は、概ね次の内容を行う。

(ア) 消化器がん(胃・大腸)検診従事者講習会

(イ) 子宮頸がん検診従事者講習会

(ウ) 乳がん検診従事者講習会

(エ) 肺がん検診従事者講習会

(構成)

### 第 4 条

1 部会長会議の委員は各部会長、保健所長等によって構成する。

2 各部会の委員の人数は 10 名程度とし、次の各号に掲げる者により構成する。

#### (1) 胃がん部会

医師会、日本消化器がん検診学会等に所属する学識経験者および診療放射線技師等胃がん検診にかかわる専門家、県(保健所・県立総合病院等)関係者、市町等によって構成する。

#### (2) 子宮頸がん部会

医師会、日本産婦人科医会及び日本臨床細胞学会等に所属する学識経験

者および子宮頸がん検診にかかわる専門家、県(保健所・県立総合病院等)関係者、市町等によって構成する。

(3) 乳がん部会

医師会、日本乳がん検診学会等に所属する学識経験者および診療放射線技師等乳がん検診にかかわる専門家、県(保健所・県立総合病院等)関係者、市町等によって構成する。

(4) 大腸がん部会

医師会、日本消化器がん検診学会等に所属する学識経験者および臨床検査技師等大腸がん検診にかかわる専門家、県(保健所・県立総合病院等)関係者、市町等によって構成する。

(5) 肺がん部会

医師会、日本肺癌学会及び日本臨床細胞学会等に所属する学識経験者および診療放射線技師等肺がん検診にかかわる専門家、県(保健所・県立総合病院等)関係者、市町保等によって構成する。

(6) オブザーバー

検診機関等、必要に応じて関係者の出席を求める。

(部会の運営)

第5条

1 部会長会議は、各部会における情報交換等を行う。

2 各部会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 胃がん部会

ア 市町において実施した胃がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及び胃がん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から胃がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の胃がん検診の実施方法等について検討する。

・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、県全体としての胃がん検診の事業評価を行う。

・ 各指標について市町ごとの検討を行い、各市町間、県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。

・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、胃がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法によりその検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」

という。)の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。

エ 市町における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、エックス線写真の良否、判定結果、読影の体制、読影医師および診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、市町、検診実施機関等と連携し、報告書の「胃がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他、胃がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事実改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果(個別の市町の状況を含む。)をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

## (2) 子宮頸がん部会

ア 市町において実施した子宮頸がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から子宮頸がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の子宮頸がん検診の実施方法等について検討する。

- ・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、県全体としての子宮頸がん検診の事業評価を行う。
- ・ 各指標について市町ごとの検討を行い、各市町間、県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。
- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、子宮頸がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法によりその検診受診歴、子宮頸がんの病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合

等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。

エ 市町における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関(細胞診検査センターを含む。)における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜取り調査等により判定結果を評価し、並びに検体の処理数及び保存状況等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、市町、検診実施機関等と連携し、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の实地調査を行う。

カ その他、子宮頸がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事実改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果(個別の市町の状況を含む。)をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

### (3) 乳がん部会

ア 市町において実施した乳がんの受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から乳がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の乳がん検診の実施方法等について検討する。

- ・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、県全体としての乳がん検診の事業評価を行う。
- ・ 各指標について市町ごとの検討を行い、各市町間、県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。
- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、乳がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法によりその検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合

等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。

エ 市町における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、乳房エックス線写真の良否、判定結果、読影の体制、読影医師及び診療放射線技師の人員、撮影装置の耐用年数等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、市町、検診実施機関等と連携し、報告書の「乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他、乳がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事実改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果(個別の市町の状況を含む。)をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

#### (4) 大腸がん部会

ア 市町において実施した大腸がんの受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から大腸がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の大腸がん検診の実施方法等について検討する。

- ・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、県全体としての大腸がん検診の事業評価を行う。

- ・ 各指標について市町ごとの検討を行い、各市町間、県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。

- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、大腸がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法によりその検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を

参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。

エ 市町における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、判定結果、検体の処理数・処理方法等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、市町、検診実施機関等と連携し、報告書の「大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他、大腸がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事実改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果(個別の市町の状況を含む。)をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

## (5) 肺がん部会

ア 市町において実施した肺がんの受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から肺がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の肺がん検診の実施方法等について検討する。

- ・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、県全体としての肺がん検診の事業評価を行う。
- ・ 各指標について市町ごとの検討を行い、各市町間、県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。
- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果、肺がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法によりその検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の

特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。

エ 市町における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。また、検診実施機関(細胞診検査センターを含む。)における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜取り調査等により判定結果を評価し、並びに検体の処理数及び保存状況等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。

上記の検討結果を踏まえ、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、名簿等の作成により読影医師の把握に努めるとともに、市町、検診実施機関等と連携し、報告書の「肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他、肺がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事実改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果(個別の市町の状況を含む。)をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

(従事者講習会)

## 第6条

### (1) 子宮頸がん検診従事者講習会

子宮頸がん検診の精度管理について、子宮細胞診検査において判定困難例等の検討をすることにより、細胞診検査の精度の統一を図ることを目的とする。

### (2) 消化器がん(胃・大腸)検診従事者講習会

胃がん検診の集団検診や内視鏡検診における撮影方法の工夫や、胃がん発見症例による症例検討会等を実施することにより、放射線撮影および読影技術の資質向上を図ることを目的とする。

大腸がん検診の発見症例による症例検討会等を実施することにより従事者の資質の向上を図る。

### (3) 乳がん検診従事者講習会

マンモグラフィ法の有効性と実施方法や、乳がん検診発見症例による症例検討会を実施することにより、マンモグラフィ法の撮影および読影技術の資質の向

上を図ることを目的とする。

(4) 肺がん検診従事者講習会

胸部単純エックス線写真の読影についての基礎知識や、読影演習及び肺がん検診発見症例による症例検討会等を行うことにより、胸部単純エックス線写真の読影技術の資質向上を図ることを目的とする。

(地域保健・健康増進事業報告)

第7条

がん検診実施機関別の精度管理をするため、地域保健・健康増進事業報告（県分）の集計および分析を行う。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年5月17日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。